

第5期熊本市中心市街地活性化基本計画策定支援業務委託 仕様書

第1条（適用）

本仕様書は、「第5期熊本市中心市街地活性化基本計画策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

現行の第4期熊本市中心市街地活性化基本計画（以下「現行計画」という。）は、令和9年度までを計画期間としており、本市では、第5期熊本市中心市街地活性化基本計画（以下「次期計画」という。）の策定及び内閣府との協議を予定している。次期計画の策定に当たっては、データ等の時点更新にとどまらず、中心市街地全体及び地区ごとの特性や本市特有の課題を把握するとともに、現行計画記載事業が目標達成に資する事業であるかを整理する必要がある。

また、熊本市中心市街地活性化基本計画は、熊本市中心市街地ウォーカブルビジョンの実施計画として位置づけられている。このため、次期計画においては熊本市中心市街地ウォーカブルビジョンが目指すまちの姿の実現に向けて、中心市街地におけるまちづくりの方向性、目標及び具体的な施策・事業の検討を行い、熊本市中心市街地ウォーカブルビジョンとの整合を図りながら、回遊性や滞在環境の向上等の観点も考慮し、次期計画の検討を行うものとする。

本業務は、データ更新や近年の熊本市及び中心市街地の動向を踏まえ、課題、将来像、評価指標及び事業体系等を見直し、次期熊本市中心市街地活性化基本計画の骨子・素案の作成並びに内閣府等との協議に必要な支援を行うことを目的とする。

第3条（履行期間）

契約日から令和9年（2027年）3月31日（水）までとしているが、令和9年（2027年）第1回定例会において繰越承認を得たうえで、適正履行期間に変更する。（契約日から令和9年（2027年）9月30日（木）まで）

第4条（履行場所）

熊本市中心市街地

第5条（法令等の遵守）

受託者（以下、乙という。）は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第6条（疑義）

本仕様書及び準拠法令等に記載のない事項及び疑義を生じた場合は、熊本市（以下、甲という。）と乙が協議のうえ、甲の指示に従い業務を遂行する。

第7条（関連計画）

- 1 熊本市第8次総合計画
- 2 熊本市中心市街地ウォークアブルビジョン
- 3 第3次熊本市都市マスタープラン（立地適正化計画）
- 4 熊本都市圏都市交通マスタープラン
- 5 熊本都市計画区域マスタープラン
- 6 その他関連計画

第8条（業務内容）

1 関係資料整理

（1）現行計画掲載データの時点更新

現行計画に掲載されている人口、商業、観光、交通、土地利用等の各種データを最新時点に更新し、出典等を整理する。

（2）現行計画の検証

現行計画の目標値の達成状況の検証を行う。

（3）上位・関連計画の整理

熊本市第8次総合計画、熊本市中心市街地ウォークアブルビジョン、第3次熊本市都市マスタープラン、熊本市立地適正化計画その他の関連計画を収集し、中心市街地の位置付け、関連施策、目標指標及び主要事業を整理する。

2 課題整理

収集・更新したデータを分析するとともに、現行計画の取組の検証結果を踏まえ、中心市街地全体及び地区ごとの現状を整理し、回遊性、滞在環境、公共空間の利活用等の観点も踏まえながら、中心市街地特有、熊本市特有の課題を設定する。

3 将来像、KPI の設定

(1) 将来像の設定

整理した課題に加え、人口減少・少子高齢化、建築物の老朽化、災害等の社会情勢及び将来的なリスクを踏まえ、次期計画の将来像を検討する。

(2) 将来像を達成するために有効な KPI の設定

将来像の達成状況を適切に把握できる KPI を検討し、指標の定義、現状値、目標値、設定根拠、算定方法等を整理する。

4 現行計画掲載事業の整理

(1) 進捗状況の整理

現行計画掲載事業について、事業内容、実績、今後の予定等を確認し、完了、実施中、未着手等の進捗状況を整理する。

(2) 事業評価

各事業について、現行計画の目標及び評価指標への貢献度、事業効果、必要性及び今後の実施見込み等を評価する。その結果を踏まえ、次期計画における継続、見直し、統合、完了又は削除等の方向性を検討する。

5 新規事業の抽出

関係課へヒアリング等を行い、次期計画期間中に実施又は着手が見込まれる新規事業を抽出する。事業ごとに内容、実施主体、実施時期、実施区域等を整理する。

6 事業体系の整理

現行計画記載事業及び新規事業について、次期計画の将来像に対応させ、施策体系として整理する。

7 中心市街地活性化基本計画骨子及び素案作成

1 から 6 までの検討結果を踏まえ、中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルに沿って、次期中心市街地活性化基本計画の骨子及び素案を作成する。

8 関係機関協議資料作成

(1) 庁内検討会の資料作成

庁内検討会等の開催段階に応じ、計画案等の資料作成を行う。また、会議での意見を踏まえ計画に反映する。

(2) 内閣府との協議資料作成

内閣総理大臣の認定に向け、内閣府、その他の関係省庁との事前協議に必要な資料の作成を行う。また、協議内容を踏まえ骨子及び素案に反映する。

第9条（成果品）

成果品は、次のとおり納品すること。

1 成果品

- (1) 次期熊本市中心市街地活性化基本計画骨子案 一式
納品期限：令和9年（2027年）2月19日（金）
- (2) 次期熊本市中心市街地活性化基本計画素案 一式
納品期限：令和9年（2027年）3月31日（水）
- (3) 関係資料整理結果 一式
納品期限：令和9年（2027年）3月31日（水）
- (4) KPI 整理資料 一式
納品期限：令和9年（2027年）3月31日（水）
- (5) 上記電子データ 一式
納品期限：令和9年（2027年）3月31日（水）

2 納品場所

熊本市 都市建設局 都市政策部 市街地整備課
（熊本市中央区手取本町1番1号 11階）

第10条（著作権に係る留意事項）

- 1 資料作成に当たり、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- 2 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

第11条（中立性の保持）

乙は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

第12条（その他）

- 1 専任の担当者を配置し、市との打合せ会議等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとること。
- 2 本業務の実施に必要な一切の経費は乙の負担とする。
- 3 乙は、本業務を実施するに当たり、甲と十分な協議を行うとともに、甲は、

乙に対して業務の進捗状況について随時報告を求めることができる。

4 乙は、委託業務の履行に当たり、甲又は第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

5 乙は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託してはならない。乙は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託する場合、再委託先の行為についてその一切の責任を負うものとする。

6 本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

7 本仕様書について、定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。